

インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例（案）へのパブリックコメント ご意見一覧及び回答

番号	該当箇所	ご意見	回答
1	全般	<p>条例はつくるのが目的ではなく、いかに実効性をもたせるかが重要です。4月1日からの施行が中間案ですでに決まっているということですが、3月7日締め切りのパブコメを受け、内容を精査し、回答しなければならず、またパブコメの内容を受け、条例案にどの意見をどのように反映するかについて、1ヶ月もない期間で十分に検証し反映できるのでしょうか。この期間設定は、パブコメを実施したという既成事実だけで済ませ、中間案がこのまま条例として施行されてしまうのではないかと不安を感じています。本条例案は議員提案と聞いているなかで、市民の意見であるパブコメが軽視され、民主主義の軽視につながってしまうのではないのでしょうか。4月1日施行でなければならない理由はないと考えますので、しっかりと検証するためにも施行を延期され、検証が終わった段階で施行されてはいかがでしょうか。</p>	<p>インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害については日々発生しているところであり、本条例の早期の制定及び施行により、インターネットによる被害からすべての市民を保護することが重要であると考えます。</p> <p>パブリックコメントで頂戴したご意見に対する対応については、総務常任委員会にて検討を行い、その後議員全員協議会に付議し議員全員で協議を行った結果を議会で発議することになることから、十分な検証を行っていると考えます。</p>
2	第2条	<p>定義の不当な差別的言動による権利を侵害する情報については、県議会において全会一致で制定された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の定義を、そのまま反映すればよいと考えます。市として解決していこうとする問題は何かについて、あらゆる主体と共通理解をはかることが必要であり、定義を明確に定義する必要があると考えます。</p>	<p>本条例の目的は、市民の誰もが被害者にも加害者にもならないこと、すべての人の人権が尊重されるインターネット社会を創ることであり、その目的を達成する条例の策定に向けて、三重県の条例の検討を含め、審議を重ねてきました。</p> <p>その上で、県条例に定義する人権侵害行為は、本条例第2条第2号に規定する誹謗中傷等で包括していると考えます。</p>
3	第2条第2号	<p>今回の条例（案）の内容に関して、賛成です。賛成する立場として、ご意見させていただきます。「侵害情報」の用語の意義に「特定の地域の暴露情報等」を追加していただきたいと思えます。特に被差別部落や外国籍の方々が多く集住される地域に対して、これまで多くの侵害情報が発生しており、特定の地域に係るマイナスイメージや偏見が拡散される結果がこれまでの事象として見受けられるためです。</p>	<p>第11条において「市内の特定の地域に関する侵害情報」と規定しており、特定の地域の暴露情報があった場合には当該規定に基づき削除要請等の対応が可能と考えます。</p>
4	第7条等	<p>市の責務として、差別や人権侵害を禁止しなければ行為者や被害者を発生させない目的の実現をはかれるのではないのでしょうか。グローバルスタンダードは差別や人権侵害の「禁止」です。</p>	<p>伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例（以下「差別撤廃条例」という。）第4条において、差別の禁止を規定しています。</p>
5	第7条等	<p>市で実施してきたわけではありませんが、市においても差別や人権侵害等の投稿をモニタリングするための条文を位置づければ、市としても積極的に差別や人権侵害等の投稿の発見に努めることができるようになるのではないのでしょうか。一方、公権力による検閲など法令に抵触することにならないよう、専門家の意見を聴取され、判断されてはいかがでしょうか。</p>	<p>本条例に規定するのではなく、差別撤廃条例に基づく審議会若しくは審議会の下部組織としての専門委員会が、差別や人権侵害の判断の役割を担うことが適切であると判断します。</p>
6	第7条、第9条	<p>救済に関しても、差別や人権侵害を定義し、第三者機関の判断を仰ぎ、認定された場合、被害者の求めに応じ、弁護士等の斡旋や行為者の特定の手続きの支援、費用面の負担の軽減も視野に入れないと、被害の救済につながっていかないのではないのでしょうか。</p>	<p>第7条第4号において「第1条の目的を達成するために必要な施策」を、第9条第1項第3号において「前2号に掲げるもののほか、被害者等の相談対応として必要な事項」を、また第10条第1項第3号において、「前2号に掲げるもののほか、行為者等の相談対応として必要な事項」を規定しており、市において適切な施策に取り組むよう、担当部局に申し伝えます。</p>

番号	該当箇所	ご意見	回答
7	第8条	今回の条例（案）の内容に関して、賛成です。賛成する立場として、ご意見させていただきます。第8条に関して、インターネットやSNS上ではさまざまな人権侵害が発生しており、このことにより人命さえも奪われている事象が発生しています。また、社会的に関心の高い事象から個人、あるいは団体等への人権侵害も発生しています。これらを踏まえ、インターネットやSNSの正しい利用方法を考えていくためには、インターネットリテラシーを学ぶと同時に、わたしたち自身が他者に対して人権侵害しないためにも、さまざまな人権問題を学ぶことが必要だと考えております。特にインターネットやSNS上では、特定の属性に対する社会的排除とも取れる投稿内容を散見されます。そこで、第8条の条文の中に、インターネットリテラシーやインターネットやSNS上の人権侵害に対する研修会や啓発活動の実施される内容の明記をしていただきたいと思います。	研修会や啓発活動の内容については、人権を取り巻く環境や情勢により変化するものと考えます。 本条例に内容を明記することで、市が実施する施策の内容を制限することにもなりかねないことから、具体的な内容は明記せず、市において時勢を勘案し施策を実施することが望ましいと考えます。
8	第10条等	第三者機関において差別や人権侵害認定された場合、被害者の求めに応じ、行為者を特定することも視野に入れる必要があります。行為者への取組が規定されているが、どのように特定するのが条文にないため、実効性に欠けてしまいます。差別や人権侵害を定義し、第三者機関による専門的な認定を受け、行為者の特定につなげていくことが抑止につながるのではないのでしょうか。	本条例に規定するのではなく、差別撤廃条例に基づく審議会若しくは審議会の下部組織としての専門委員会が、差別や人権侵害の判断の役割を担うことが適切であると判断します。
9	第10条等	県条例のように、指導やあっせん、説示などが行われないと再発防止につながらないのではないのでしょうか。また、行為者の公表にまでおよぶ条例が施行されているところもあるため、被害者や行為者を生み出さないための抑止効果にもつながるのではないのでしょうか。（大阪市ヘイトスピーチ抑止条例に基づく公表については、表現の自由の侵害には該当せず、合憲の判例が出ている）	本条例は、第1条に定める目的を達成するために、被害者の支援及び行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制する相談支援体制を整備し、各種団体との連携協力を図ることを主旨とするものです。 指導やあっせんなどについては、条例施行後における市の施策の取り組み状況やその結果を勘案し、必要に応じ検討します。
10	第11条等	三重県のように、専門性を有する有識者で構成される第三者機関を設置し、差別や人権侵害を認定する必要がある。そうでなければ、時の市長や担当者の意識・感覚で判断されるという恣意的な運用になりかねません。市は専門家や有識者ではないため、客観性・専門性を有する第三者機関において、相談や報告されてきた事案が差別や人権侵害に該当するか否か、その理由は何か、市として削除要請をするかどうかなどを判断していく必要があるのではないのでしょうか。	本条例に規定するのではなく、差別撤廃条例に基づく審議会若しくは審議会の下部組織としての専門委員会が、差別や人権侵害の判断の役割を担うことが適切であると判断します。
11	第11条	削除要請等は、他自治体の先進事例では、市長名で行われているため、第三者機関による認定と、市長への答申がなされ、市長が市町名で削除要請を実施されることが望ましいと考えます。	本条例の施行に際し、頂戴した意見を踏まえて施策を実施するよう、市の担当部局に申し伝えます。
12	その他	先進的な自治体のように専門性を有する有識者らで構成される審議会を設置する必要がある。審議会において市等の取組を評価し、改善し、また必要な施策を提案することができ、市長に答申を出せる機関の設置が必要。実効性をもたせるために、他の自治体を調査してきた結果からも、審議会の役割が重要である。人権施策審議会があるという場合、個別の専門部会を設置し、審議会委員以外の専門委員を市長が選任し、有効な施策について評価・検証、市への政策提案をする機関を設置されてはいかがでしょうか。	本条例に規定するのではなく、差別撤廃条例に基づく審議会若しくは審議会の下部組織としての専門委員会が、差別や人権侵害の判断の役割を担うことが適切であると判断します。

番号	該当箇所	ご意見	回答
13	その他	目的達成に向けて計画的に取り組まれるための人権施策総合計画に紐づく個別計画の策定が必要ではないでしょうか。5年間ほどの中期計画を策定し、毎年度、審議会で検証や評価をしていながら、目的達成に向けて取り組まれる状況をつくる必要があるのではないでしょうか。	第13条において、「市長は施策の取り組み状況について、議会に報告するとともに市民に公表するもの」としています。当該報告により、目標達成に向けての取り組み状況などについて議会において検証や評価を行います。
14	その他	特定の条件を有することを理由に、情報にアクセスする権利等を行使できない市民がおり、構造的な権利侵害を被っています。デジタルディバイド等の解消に関する施策も必要ではないでしょうか。	本条例の施行に際し、頂戴した意見を踏まえて施策を実施するよう、市の担当部局に申し伝えます。
15	その他	本条例の分掌は、差別撤廃条例にある「市は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり人権尊重の視点に立った必要な施策を積極的に推進する責務を有する」に基づき、デジタル自治推進局が有し、人権政策課は後方支援にあたる必要があると考えます。人権政策課の分掌からしても、人権政策課がメインでやらなければならない分野ではなく、情報施策を有する部署が担当する必要があります。あまりにも市は人権となれば、政策課に押し付けすぎ、職員数が足りていないなかで、条例の具体化について庁内ですら推進体制が未だ整備されていないと捉えています。	本条例の施行に際し、頂戴した意見を踏まえて施策を実施するよう、市の担当部局に申し伝えます。